

○議長 横尾 武志君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

おはようございます。10 番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

第 1 に、国道 495 号線と町内の通学路の整備について伺います。

4 月 23 日、京都府亀岡市で集団登校の児童の列に車が突っ込み、児童や保護者など 10 人が死傷するという痛ましい事故が起きました。その後、千葉県館山市、愛知県岡崎市、茨城県桜川市など、同様の事故が相次いでいます。父母の間から、通学路や歩道についての不安や対策を求める声が広がっています。そこで、次の点を伺います。

1、通学路における重大事故が多発していますが、通学路の状況確認と総点検は行われたのでしょうか。

2、2010 年 3 月議会で、国道 495 号線の歩道の未整備箇所について質問を行いました。その後国と県との協議がなされたのでしょうか。

3 点目に、芦屋橋から下流、右岸側に現在国土交通省遠賀川河川事務所が「遠賀川芦屋地区環境整備工事」を進行していますが、この護岸の上の国道の約 165 メートルは歩道の整備がされていませんが、町として整備する考えはないのかを伺います。

第 2 に、学校給食センターについて伺います。

給食センターは昭和 46 年に建設され、41 年が経過し、建屋や厨房は老朽化が進み、設備は床を濡らすウェット方式となっております。文部科学省が堺市の給食での集団食中毒を受けて、平成 9 年に学校給食の衛生管理基準を定め、ウェット方式からドライ方式に変えていくよう指針を出しています。

芦屋町におきましても、安全な給食を提供するために早急に新給食センターを建設することが求められています。そこで、新給食センターの建設に当たって、次の点を伺います。

新しい給食センターの調理部門の経営形態はどのようになるのか。

2、現在の給食センターの調理部門が民間委託され、これは 3 年となっておりますが、5 年が正解です。5 年がたちましたが、食育の安心安全の確保や地産地消の取り組みについてどう評価されているのか。

3、生徒にとってよりよい学校給食を実施するために、民間委託についての評価委員会を設置し、検証を行うことが必要と考えるが、いかがでしょうか。

4、給食センターの建替えを契機に、調理部門の民間委託を直営に戻す考えはないのか。

以上で、第 1 回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

件名、国道 495 号線及び町内通学路の整備について、要旨 1、重大事故が多発しているが、通学路の状況確認と総点検は行われたのかについてお答えします。

県教育庁教育振興部から登下校時における幼児・児童生徒の安全確保についての通知があり、通学路の安全確保に関する状況調査として、安全点検の実施者、実施方法、危険箇所等の問題点など、8 項目について回答するように指示があったことから、各小中学校においては、先生が保護者の方と一緒に通学路を実際に歩いて点検を行っております。

また、県と町の道路管理者も警察からの指示により別途通学路の点検を行っております。

学校及び道路管理者が点検した通学路の中から、特に危険と思われる箇所について、警察、県と町の道路管理者及び教育委員会の四者立ち会いによる合同緊急点検を、5 月 29 日に実施しております。

このときに、警察からは歩行者を守るため、外側線を広くしたり、一部カラー舗装化などの指示がっております。特に、危険な通学路として学校、道路管理者の両方から上がっていた入江文具店から旧遠信の通学路については、この道路と遠賀川の間にある導流堤への通学路変更も考えておりましたが、2 回行った地元説明会で、人が歩き、自転車が通ることについての同意を得ることができませんでした。今後も地元との協議を続けたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それでは、要旨 2 についてお答えいたします。

国道 495 号線の歩道の未整備箇所についてですが、この件につきましては、国道、県道と町道との振替と合わせた中で、北九州県土整備事務所と協議を行っておりますが、県土整備事務所としましては、既存の道路幅員ではガードレール設置などにより、車道幅員を狭くするような道路改良はできないとの回答をいただいております。

しかしながら、昨今通学路における交通事故が多発していることから、先月末に折尾署、県土整備事務所と一緒に危険箇所の緊急点検を行っております。

その際に、折尾署の方から外側線の引き直し及びカラー舗装による路面表示により、安全対策を図るように指示を受けた箇所が数カ所ございます。

具体的に申しますと、山鹿側では山鹿小学校前信号機から丸八商店前を通過して遠賀川にぶつかるまでの間の両側、それと、県道水巻芦屋線になりますが、須子病院前道路の片側、芦屋側では

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

芦屋橋左岸側信号機の安部自転車側から岡湊神社前歩道までの間の片側、この箇所につきましては、一部県道直方芦屋線が含まれております。

それに、高浜町児童公園、——S L公園でございますが、そちらから芦屋東小学校手前の鶴松団地バス停歩道までの間の片側、この4カ所について外側線の引き直し及びカラー舗装による路面表示の指示を受けております。

また、浜口県営住宅前から大城側への道路ですが、現在県土整備事務所が道路改良工事の設計を行っておりますが、安全な歩道幅員を確保するために、県営住宅前の芦屋基地用地の一部を取得したいということで、芦屋基地と何度か協議を行っており、県土整備事務所に確認をしたところ、用地を取得する方向で進展中と聞いております。

したがって、用地の話が片づき次第、道路の拡幅工事が実施されるものと考えております。

要旨2については、以上でございます。

次に、要旨3についてお答えします。

芦屋橋から下流右岸側の国道495号線については県の管理であり、町として整備はできませんが、県土整備事務所に確認をしたところ、今回の国土交通省による水辺整備事業にあわせての歩道整備は、考えていないという回答でございました。

芦屋町としましては、現況道路幅員が狭く、歩道も確保されていないということで、町道との振替の中で歩道の確保についても協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

件名、学校給食センターについて、要旨1から4まで順次お答えします。

まず、要旨1に対する答えですが、今の給食センターと同じ民間委託を考えております。

次に、要旨2についてお答えします。

平成19年度から民間委託を初め、今回で2社目ということになります。今の会社は、前の会社に比べ年間約500万円安くなっていますが、子どもたちに安全安心な給食を提供するという観点から、異物の混入、食中毒等にならないように十分な注意を払い、業務を行うように指導しております。

また、地産地消につきましては、平成18年2月から給食センターがJAを通じてできる限り地元農家の野菜を購入しております。地元産品を使用することで、新鮮で安全な食材を供することができるとともに、子どもたちには食前に放送を通じ、生産者の紹介等をするなど、感謝の心や地元のすばらしさを伝えることで、地産地消のよさを体感させられると評価しています。

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

次に、要旨 3 について。

給食センターには、小中学校の校長、給食担当の先生、PTA 代表の方などがメンバーとなっている芦屋町学校給食センター運営審議委員会があり、給食センターの運営に関する重要な事項を審議し、教育委員会に助言をしております。このため、現段階では民間委託した業者の運営等を評価するような委員会の設置は考えておりません。

次に、要旨 4 についてお答えいたします。

今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

まず、それでは通学路の問題について 2 回目の質問をいたします。

点検を行われたということで、中心的には入江文具店前の道路の問題が指摘されましたが、ほかにもその点検の中で通学路について問題点があった箇所があるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

通学路につきましては、学校からの報告によりましては、横断歩道があっても歩道の中に街路樹があるといった、その歩道が狭くなるとか、そういったような箇所が二、三カ所別途挙がってきてます。

今回、警察と合同点検をした箇所につきましては、警察のほうで条件設定されて、歩道がない道路で危険と思われる箇所について緊急点検を行うということでございました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

わかりました。それでは今いろいろな点が先ほど言われましたが、そういったことをいつまで行うのかという、そういったことについても論議はされたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

警察との合同会議の中で、今回はまず緊急的に点検して、早急な対策をしよう。まず、子ども

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

もが危ないと思われる箇所について整備していこうということから行われた点検でございます。

なお、そのほかの危険と思われる箇所につきましても、今後随時通学路の状況等を勘案しながら、整備等に努めていくというような指示がっております。

以上でございます、

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今回の点検だけではなく、やはりそれを日常的に使用されている住民や父母の方、そういった方からもいろんな要望も出てくると思います。やはり安全安心を確保するという点になれば、ハード面で見ればガードレールの設置とか、また横断歩道、歩行者用信号、そして先ほども言われたような歩車道の分離というのも、最も大事なものになってます。

また、カーブミラーの設置、一方通行区域の設定、そして時間帯制限を設けるとか、そういったいろんなことがハードの面でもできることがあると思いますので、そういったものもやっぱり今後検討していただきたい。

それと、ソフトの面からいきますと、地域、学校の安全指導員の配置とか、また子ども安全ボランティアの育成、こういったことが必要になってくると思いますので、ぜひそういった点にも力を入れていただきたいというふうに思います。

今回の点検により、問題点の発覚した箇所については早急に整備を行うという、こういったことを強く求めるものです。

続きまして、次にこの間、町長も芦屋町では安心安全なまちづくりを目標に掲げるということを書いてますが、それでは先ほど言われた具体的に芦屋橋の西側、中ノ浜ですね。から旧遠信、遠賀信用金庫前の通学路の問題です。

これは、言われましたように導流堤を通学路とするということ、一定の手を加えたわけなんですけど、なかなか地元の住民の同意がとれないということです。これは、歴史的な背景もあるということで、住民が強く反発してるということを知っていますが、この問題については、やはり私も一般質問でしたが、そういったことになればいいなというふうに当時は考えてまいりました。ぜひ住民との話し合いを粘り強く継続的に行っていただきたい、そういったことが必要だというふうに感じております。

ただ、問題はこれがいつ話がまとまるかということは、具体的にはなりません。そういった中で、その間の安全性を確保するために対策はどうするのかということ、ここでお聞きしたいと思います。

例えば、今言われましたように、車道と歩道の色分けをする問題とか、そういったことをする

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

だけでも相当の安全性の確保ができてきます。また、住民から出てきた点では、通学路の変更ということも言われています。これは、芦屋町の交差点から役場前を通して中学校に抜けるという、そういったことを通学路にしてはどうかという、こういった提案も出ております。

それからまた、今度の通学路の事故が起こり、全国的にも多発してるということで、今警察庁のほうでゾーン 30 ということをご提案しまして、これはその区切られた地域を 30 キロにするという、30 キロ制限を行うという、そういったことがやられています。

こういったことは、ヨーロッパでは広がっており、これによって効果が上げられたということになってますんで、芦屋町を見ますと、芦屋町町内ほとんど全域が通学路に指定されるような状況になってます。そういった点では、警察や住民とも協議しながら、芦屋町内をゾーン 30 の区域にするという、そういったことも考えられると思いますが、そのようなことを対策についてどのようにお考えなのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今ご指摘の点、一つは導流堤の話もありますけども、これにつきましては、本当にいろんなところからなぜかっていうお話は出ているようでございます。地域の方々のご了解を得られないということで、私も出席させていただきまして、継続してよろしく申し上げますということで終わってるところでございますが、ぜひまたそのお話し合い続けさせていただきたい、そういうことをお願いしたいというふうに思っております。

その間のどうするかっていう話ですが、今の芦屋橋から旧遠信までのあの区間、去年までは佐々木校長がずっと橋のほうに立って子どもたちの指導をしておりました。今は、補導教員の石松というのが遠信の前に立っております、毎朝立って指導しております。

私たちとしましては、子どもたちに交通ルールをしっかり守れ、特に、あのあたりは非常に危険でございますので、広がらないとか、左側を通んなさいとかいうことの指導を徹底する以外に、ちょっと手はないと思っております、幸い子どもたちは今ヘルメットをきちっとかぶって通学をしておりますけれども、さらにその指導を強めていって、事故の起こらないようにしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

先ほどの芦屋橋を渡ってから旧遠信前までの件でございますが、以前も県道でございますので、

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

町道の道路管理者としまして外側線ですね、人が通るところを広げていただきたいという話はしておりましたけども、そのときは車道幅員をいじられないというところで、できないという回答をいただいておりますけども、今回の折尾警察署との現地調査の中で、直接入江文具店前側を少し広げてでもという話がございまして、さらに中学校の坂で色分けしておりますグリーンですね、あの色を路面表示するよという直接指示をいただいておりますので、県のほうもその辺は考えてやってくれるものと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

とにかく生徒の安全を確保するために、できることは早急に関係各所と連絡をとり、実現させていってほしいというふうに思います。

それで、続いて495号線の歩道の整備の問題ですが、今の答弁の中では、浜口県営住宅の前からの部分については、芦屋基地の用地を取得して歩道を建設するという、そういった内容だと思いますが、ぜひそれは早急に実現していただいて、またほかの地域にもついて、前回のときには7つの区間を指摘しました。この区間についても、今後国道と町道との振替えの問題なんかもあると思いますので、ぜひ実現できるように努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、山鹿の西遠賀側口のところの現在の工事のところですが、ここについては、先ほどの答弁の中ではカラー舗装については、丸八前のところのことがカラー舗装が挙げられてましたが、この部分についてもカラー舗装ということは考えられてるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

先ほど申しましたカラー舗装についてですけども、通学路の関係で折尾署のほうと一緒に現地視察しておりますので、通学路の範囲の中からちょっとはずれておりましたので、そこまでの話は上がってはおりませんので、今後その件につきましても、協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひカラー舗装も含め、そしてまた歩道の設置、こういったものを最終的には求めて、交渉を

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

していただきたいというふうに思います。

それと、続きましてこの遠賀川芦屋地区環境整備工事の部分についてなんですけど、今回福岡県の地域防災計画が見直されております。これによって、津波の高さ、そういった部分についても変更があり、たしか 3.5 ぐらいに上がったんじゃないかなと聞いてますけど、そういった点で今行われている個々についての工事が行われている箇所についての津波対策、こういったものは今後どのように考えているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

津波対策につきましては、遠賀川の河口からというところであるんですけども、例えば議員が言われたように、県のほうでそういった見直しの基礎的な資料といたしますか、そういったのが今大体公表されております。

ただ、芦屋町は現在つくってます津波のそういった状況と、若干内容的な推計がちょっと違うもんですから、水量等については、今後地域防災計画を見直す中で検討してまいりたいと思っておりますけれども、全般的にそういうことを参考にしながら、防災計画に当たりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今後福岡県の地域防災計画も具体化されていくと思いますので、この地域防災計画に沿って、災害に強いまちづくり、それを進めると同時に、そして社会的弱者に安心・安全な道路整備を推進を進めることを強く求めて、この問題についての質問を終わります。

続きまして、学校給食について伺います。

現在、学校給食は芦屋町の教育委員会が責任を持って、おいしくて安心・安全な給食を提供しようと日夜努力されています。そういったことについて、皆さん方の努力に敬意はするわけなんですけど、ただ今現在行っている給食の民間委託、これについて問題はないのかということ、私は提起したいと思えます。

まず第 1 に、評価委員会については、現在学校の給食運営協議会ですか、そういったものがあるので、それについては検討しないということを書いてます。

しかし、今全国的にも民間委託をしたところには、いろんな問題点が出ているということで、こういったこと、評価委員会を設置していく自治体がふえてます。これは、教育委員会、この評

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

価委員会、またはそういったものを設置して、委員は公募を含めて選出して、そして食の内容がおいしいとかおいしくないとか、そういったレベルだけではなく、食材は安全なのか、また、冷凍食品や輸入食材は使われてないのか、アレルギー食の対応はどういうふうになっているのか、調理員の労働条件、賃金は適正なのか、こういったすべてのことを含めて、民間委託が教育の場にふさわしいものになっているのかというこういったこと、また学校給食法を遵守されているのかという、こういったことを検証するために評価委員会を設置するということになっています。

ぜひ私はこういった評価委員会を設置することは、学校給食を学校給食法にのっとりやっていくという点では、必要最低限の条件だというふうに思います。そういった点で、今後こういった評価委員会を全国の例にもなかって、ぜひつくることを望むものですが、このことについて再度今後こういった考え方はないのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

当委員会は、PTA代表、校長、学校の給食主任及び教育長の11名で構成されており、給食センターの運営に関する重要な事項について審議をして、教育委員会に助言することになっていますが、給食に関する問題があれば、その都度審議して方向性を出すようにしております。

議員ご指摘のように、すべてのことに関して審議するような委員会の設置ということでございますが、現在あります運営審議委員会におきましても、十分その内容につきまして機能することができるといふふうに考えておりますので、今のところ新しく設置するという考えはありません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今回水巻町の中学校給食を行うということで、それがセンター方式の民間委託ということになってますが、水巻町でもセンター方式と民間をやった場合に、今後その点検していくためにも、評価委員会を設置する方向であるという、そういったふうに伺ってますし、また同じ福岡県内の八女市でも、こういった評価委員会をつくって、本当に民間委託の給食が、安全が、安心が守られているのかという、そういったところのチェックするという、そういったこともやっておりますので、ぜひこれは芦屋町でも今後検討課題としていただきたいというふうに思います。

私は、この民間委託について、やはり3つの問題があり、この給食の民間委託自体が、労働法制上では偽装請負に当たるものではないかという、こういったことを言いたいと思います。

まず第一に、請負のあり方の問題であります。芦屋町の給食センターにも、県からの栄養士が

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

派遣されておりますが、まずこの栄養士がどのような業務をするのかという問題です。

質問ですが、給食調理員に対してこういった栄養士が口頭や指示文書を使った打ち合わせみたいなもの、こういったものが行われるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

給食センターにおきましては、日々献立に基づき、子どもたちのために安全で安心な給食を提供しないといけないという使命がございます。そういった中で、先ほど議員ご指摘の偽装請負につきましては、今全国でも問題になっている部分であります。

調理部門におきましては、グレーゾーンのところがあると裁判になっている自治体もあると聞いておりますが、現在芦屋町における給食センターにおきましては、献立に基づき、栄養士の調理指示書を参考にしながら、調理の人が調理をするという形で、その指示どおりにしていただくように、日々業務終了後にエリア、基本的には給食センターを二、三カ所回っている責任者に対して、こういった調理をしてほしいというふうな形で指示を出し、その責任者から調理の方にそういった業務の手順等が指示されるというような形になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

要約すると、口頭や指示文書を使って打ち合わせは行っていますということです。

2点目に、食材は町が購入しますでしょうか、それとも請け負った業者が購入しますか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

食材につきましては、町のほうで購入するようになっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、調理室の機器、こういったものは業者は町のものを使ってるのでしょうか、それとも自分で持ち込んでいるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

業者につきましては、あくまでも調理業務等の委託ということで、調理と配膳を委託しております。そういった備品関係の使用につきましては、センターのほうで用意したものを使用していただいているという状況でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったことについては、業務委託契約書、仕様書、そういった中にこういったことがちゃんと明記してあるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

契約なり仕様書の中で、こういった業務について委託をするということになっておりますので、そういった委託の中でそれぞれの業者が今回、今してます業者につきましても、プロポーザル方式で契約してますので、企画提案の中でこういった提案を出してくださいとあって、それに基づいて契約しておりますので、問題はないというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

これは民間委託ということは、請負費になるわけなんですけど、それじゃ請負とは何なのかということで、労働法上に解明しますと、労働者派遣業は人だけを派遣しますが、請負は仕事の完成を目的とするもので、使用者としての責任をすべて負担するなど、実態がなければいけません。請負には実態が必要です。労働者を供給するだけの人貸しだけの請負は本当の意味での請負ではないと考えられて禁止されています。

請負という名目で派遣会社が人を派遣することは、偽装派遣、偽造請負になり違法です。職業安定法第44条は次のように人貸し請負、労働者供給事業を禁止しております。

それでは、この44条はどういうことかといいますと、何人も次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、またはその労働者供給事業を行うものから供給される労働者をみずからの指揮命令下のもとに労働させてはならないというふうになってます。

それでは、この職業安定法第44条を受けて、職業安定法施行規則第4条は次のように規定しています。労働安定法施行規則第4条「労働者を提供し、これを他人の指揮命令を受けて労働に従

事させるものは、例えその契約の形式が請負契約であっても、次の号のすべてに該当する場合を除き、法第 5 条第 6 項の規定による労働者供給の事業を行うものとする」。つまり、今から言うこの 4 つのことをすべてクリアしなければいけないという、1 つでも違反していたらだめだということです。

1、作業の完成について、事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであること。

2、作業に従事する労働者を指揮監督するものであること。

3、作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること。

4、みずから提供する機械、整備、機材（業務上必要になる簡易な工具を除く）、もしくはその作業に必要な材料、資材を使用し、または企画もしくは専門的な技術、もしくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働を提要するものでないことというふうに言っています。

いろいろ難しいですね。簡単に言うと、第 2 条では指揮監督するものは、その会社の者でないとだめですよ。ほかの人が周りからしたらだめですよということを言っています。

第 4 項では、みずからが提供する機械をもってやらなければだめ。また、必要な材料、資材を使用するのは請負を負ったものがするという、こういったことをしなければこれに違反するという、そういったことが書かれてるわけなんです。

これには処罰があって、悪質な場合には職業安定法第 6 4 条で「1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金」に処せられることになります。重要なことは、違法の派遣を行った業者だけではなく、受け入れ側も処罰されることになるので、注意してくださいというふうに、こういったふうに言われてるわけです。

それと、これ労働者派遣事業等請負により行われる事業との区別に関する区分基準というのがありまして、これの 37 号告示に関する質疑応答集というのが厚労省から出されています。この中ではこのように書いてます。

まず、質問として、「発注者が請負業務の作業工程に関して仕事の順序の指示を行ったり、請負労働者の配置の決定を行ったりしてもいいのですか。また、発注者が直接請負労働者に指示を行わないのですが、発注者が作成した作業指示書を請負業者に渡して、そのとおりに作業を行ってもいいのですか」という、これに対して厚生労働省の回答は、「適切な請負と判断されるためには、業務の遂行に関する指示、その他の管理の請負事業主がみずから行っていること。請け負った業務を自己の業務として相手側から独立して処理することなどが必要です。したがって、発注者が請負業務の作業工程に関して仕事の順序、方法等の指示を行ったり、請負労働者の配置、

請負労働者一人一人への指示への還付等を決定したりすることは、請負事業主がみずから業務の遂行に関する指示、その他の管理を行っていないので、偽装請負と判断されることとなります。また、こうした指示は口頭に限らず、発注者が作業の内容、順序、方法等に関して文書で詳細に示し、そのとおりに請負事業主が作業を行っている場合も、発注者による指示、その他の管理を行わせていると判断され、偽装請負と判断されることとなります」、こういったふうに、先ほど課長が言った答弁の中のやり方では、こういったところはかなり触れる部分というのが多いというふうになっております。

このあと、内海議員も食育の問題とかもやられますが、こういった食育の推進とか、安心安全な学校給食を行おうと思って教育委員会は一生懸命いろんなことをやって、アレルギー食を排除するとか、地産地消のものを使うとか、そういったことをやればやるほどね、こういった労働法に違反して違法行為が生まれるというふうになるというのが、最近の見解なんですよ。

具体的に、それでは滋賀県の江南市というところでは、調理部門のみ民間委託をする予定にしておりましたが、滋賀県労働局がこの形態は職業安定法労働者派遣法に抵触する可能性もあると偽装請負の疑いを指摘して、江南市は民間委託を見送りましたと。ここ新聞記事がありますけど、「江南市が校内に調理員を置く旧石部村の 3 小中学校の学校給食について、9 月から予定していた民間委託を見送った。調理員にかわって給食をつくる派遣業者に栄養士が指示する方式が、労働者派遣法などに抵触する偽装請負に当たると指摘されたため、財政状況が厳しい中、学校給食の質を維持したいという教育委員会との思いが裏目に出た格好だ」と。

中は省きますけど、あと「市はコスト削減を図る行政改革の一環で、旧石部村の給食について民間委託を検討。その結果、派遣業者に全面委託するのじゃなく、調理業務だけを任し、献立や食材は栄養士が指示する方式を採用した。ただ、労働者派遣法や職業安定法では、派遣を受け入れる側は業者の労働環境を守る観点から、現場で独立性を保つことが原則となっている、このため、市が他県の実例を調べた結果、県や市職員の栄養士が日々指示するのは、独立性を脅かし偽装請負に当たることが判明。紹介した市が労働局からも指摘され、導入を見送った」と、こういったふうなことが載っております。

それとまた、こういったことが進む中で、滋賀県や兵庫県、神奈川県、埼玉県の労働局は、学校給食などの委託契約は偽装請負に当たるので、改善するようこういったことを当該自治体に指導しています。

それでは、福岡県ではどうかというと、さっき言った八女市では県の指導のもと、こういった民間委託を進めてました。しかし、これが民間委託による偽装請負の問題を当たるのかということ県に問い合わせたところ、県の回答では、市から調理員がそういったことは、栄養士がそういった指導はやってはいけなと。機材の使用については、「これは古いので無償でいいです

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

が、新しくなれば有償すべきですよ」と。また、食材の購入についても、「それはいけませんよ」と、こういったふうなことを指摘されたということなんですよ。

私が一番問題なのは、新たにできる給食センターについては、すべてが新しい調理機材になります。そういった点では、新しい調理機材を使うということは、これはもう減価償却が今まで県は減価償却が終わっとけば、もう無償でいいですよということは言っていましたけど、何千万、何億とかけた機材を無償で貸すということ自体が、完全にこれはもう違法になると思います。そういった点では、当然相応の使用料を徴収するという、こういった問題も起きてきます。そうなれば、当然委託料の見直し、これも根本的にやらなければいけないということになります。

こういったことについて、こういったふうにするのでしょうか。責任ある立場の方の答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

今議員ご指摘の、労働者の視点からとらえた部分と、学校給食センターにおきましては、子どもたちの安全な給食を提供するという 2 つの部分があります。学校給食におきましては、学校給食基本法ということで、それに基づいた形で子どもたちが楽しみにしている食中毒とかならないような基準をクリアしながら、給食をつくっていきなさいというのがあります。

確かに、この労働者から見た場合と安全なその給食を提供する上で、相反するような部分が出てくる部分があります。このあたりにつきましては、今後国の動きも含め、多くの自治体がこういった民間委託をやっております。こういったことも考えながら、新しい給食センターにつきましては、対応を考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

教育委員会がね、そういったふうに学校給食に熱を入れてやられることは、本当にいいことだと思います。

ただ、私が言いよるのは、だから民間にやらされんっちゅう意味じゃないで、やっぱりそういったことをやっていったら、やっぱり偽装請負になるという、これはもともと民間に委託しとるという、そこだけが問題なんです。直営でやっていったらそういったことはなく、教育委員会がどんな食育事業をやろうと、どんなアレルギー対策の施策をやろうと、それは教育委員会のやっぱりその熱意が伝わって、いいほうに解決するということなんですけど、今の状況ではそういっ

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

たことをやれば、違法行為はどんどん強まっていくという、そこに私は問題があるということを書いてるんです。

国会では、川端文部大臣が「学校給食法の趣旨に基づいて学校給食を行うことが、学校関係者に課せられた使命だとして、行政改革の中でより効率的、効果的な行政執行という観点から、いろいろな施策が取り入れられているが、学校給食の本来の目的、果たすべき役割を損ねてまで合理化するというのは本末転倒だ。そうならないように、周知と実態把握、そして食育の推進と安全管理がなお一層進められるように指導していきたい」という、国会でも文部科学大臣もこういったことをちゃんと指摘してるんですよ。

そういった点で、請負自体がやっぱり偽装があるんじゃないかということが第 1 点です。

それと、第 2 点目は、ここで働くそれじゃ調理員さんのほうはどうなるんであったかという問題です。芦屋町での調理員さんの給与は、請負に民間委託する後と前、これの給与はわかるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

民間委託しておりますので、パートさん個人個人がどうかという額までは、会社のほうでは教えていただけておりません。その関係で、年度ごとの人件費と委託費という形で比較していただければなというふうに思います。

19 年度から民間委託になりましたが、18 年度におけるこれは町直営でやっていたんで、そのときが約 4,200 万ぐらいかかってますね。それから、19 年度から委託しまして、約 3,400 万。23 年度からまた違った会社になりまして、先ほど 500 万ぐらい落ちてますんで、2,900 万という形でなっております。

なお、ここでその調理関係で勤められてるその人数関係につきましては、ほぼ同人数という形になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

当然、民間委託していったら、その委託料が経費が下がっていくちゅう、そういった点で行うというなんですけど、ただやっぱりこういったふうに下がっていけば、どんなふうになるかという点がやっぱり問題になってきます。

芦屋町でわからないということなんで、例えば調べたら久留米市の例を挙げますと、直営でや

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

っていたときは時給 9 1 0 円です。これはやっぱり公務員の賃金とか、そういった一定パート従業員の給与とか、そういったものが決まっていますから、時給 9 1 0 円になっています。ところが、これが民間委託になると、時給 6 9 0 円になっています。もう 6 9 0 円といいますと、福岡県の最低賃金すれすれの状況になっています。

まさにこういったふうに、公務行政の職場、また公務労働、こういった中で今言われているワーキングプアをつくるということが、本当に自治体としていいのか。やはり私はこれは大きな問題があるというふうに思います。

そして、給食の調理員さんというのは、ただ単にやっぱり能力があって給食をつくる、味付けをすとか、そういったいろんな能力なんか、才能なんかも持った方だというふうに思うんでね、そういった点でこういったふうにワーキングプアを行政がつくること自体問題だと思いますし、食育の観点から言えば、学校給食の調理員は調理以外にも学校での食育の授業とか、また保護者への試食会も取り組み、また今後食育を進めていく上での役割が発揮されることが期待される方々です。そういったことがやはり直営の調理員だからこそ、そういった学校現場での食育の推進に責任を持つことができるというふうに私は思います。

これがないでから食育、食育ということと言っても、本当に「絵にかいたもち」になるんじゃないかというふうに思っております。

それでまた、こういったふうに賃金下がっていく、委託料下がっていく中で、こういった点が起きるかといえば、それは第 3 番目の問題です。安心安全の問題です。先ほど 1 回目の答弁のときに、2 社目の会社が安く請け負ったというふうなことを言われましたが、そういったことにすることによって、安心安全の面でいろんなトラブルはなかったんでしょうか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

異物混入関係につきましては、数件あっておりますが、直前に発見されたということで、口の中から体の中に入っていくということはありませんでした。

当然、こういった異物混入につきましては、安全体制というか、こういったことが起きないように、その都度十分に注意徹底を図るところでございます。

特に、食中毒につきましては、目に見えないということもありまして、その点については最大の注意を払っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったふうに最大の注意を払っていく、教育委員会がやればやってもらいたいんですけど、それをやっていったら偽装ですよというふうに指摘されるところに大きな問題点がやっぱりあると思います。

それとまた、いろんな事故が起こること自体が、これは業者に問題があるというんじゃないで、やはり民間委託させていってから、どんどん安くさせていったら、当然どこかを削る、どこかに手を抜くという、そういった問題が起こってくるんだから、これは構造的な問題でこういったトラブルが起きてくるんだと思うんで、ただ一企業のモラルの問題、そこだけがだめだから起きたということではないということ、やはりそういった子どもの給食については、やっぱり直営で町が責任を持ってやるということがやっぱりいいと思います。

先ほど課長が言われたように、確かにこの学校給食の民間委託、黒とか白とかはつきりできない部分があります。確かに、グレーという表現だと思います。ただ、グレーだから黒ではない、そういったことで地方自治体が学校給食を提供していいのかということ。やはり地方自治体が脱法行為をしてまで委託契約をしていいのかという、私は根本的にはここが問われている問題だというふうに思います。

そういった点では、先ほども言ったように、国会の中でも、もうそういったふうに行革を推進するために、その学校給食法とかそういった部分をないがしろにすること自体は、本末転倒だと言われたことをね、やっぱり国も言ってます。

ですから、やはり私はこれを機会に、今度新しい給食センター建設の機会に、新しい調理器具等を有償で貸すとか、そういったこともしなければならぬと思いますので、もうそんなことするよりも、直営でやったほうがすっきりするんじゃないかというふうに思いますが、そういった点では、最高の責任者である町長に、その問題についてどんなふうに考えるか伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今川上議員のほうから、いろんな法律的なもの、いろんな面でご指摘いただいたわけですが、まず偽装請負の件でございますが、その件の私に來てる報告は、芦屋町とすれば一切問題が起こってないということで、報告が上がっておるわけでございます。

一番ポイントは、最後今言われました直営か民間委託かという、この1点に尽きると思います、議員の質問の要旨はですね。そこで、平成19年からセンター方式になったということで、その流れとすれば、やはり行革ということが避けて通れないということ。直営にすれば、どちらにし

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

でも労務職という形の中で公務員という形の中で人件費問題が出てくると。そのときは給食センターだけでなく、あらゆる行政の事業のことにに関して官から民へという形の中で、一つの流れが出てきておるわけでございます。

今川上議員がいろいろ問題を指摘していただきました。このことは、やはり真摯に私どもも受けとめて、今後新しくする給食センター、この件につきましては、議員のご心配のことを一つ一つ検証して、どの方向に行くのが一番いいのかという結論を出していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ今後福岡県の労働局と自治省、また文部科学省とよく話し合って、やはり法令違反のないような学校給食体系にしていきたいと思います。

ほんとにやっぱり今後ともよりおいしくて、安心安全な学校給食をやっぱり追求していただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がありますので、一言言いますけど、鶴原副町長が企画課長であったときに、もう平成17年ぐらいでしたかね、私が一般質問で先ほど言った行政改革の問題のときに、新しい公共空間ということを質問したのを覚えてますかね。

国がそのころ小泉改革がどんどん官から民へというようなことから、そのときに鶴原副町長ともそういった問題でから、議会でから論議したんですけど、私はそのころ出されたのは、やっぱりこういったふうとにかく新しい公共空間というのが、今まで官がやりよったところを民にやらせなさいということが、主流になってやられてきたわけなんですけど、私はそのときも言ったんですけど、そういったことに利益を追求する業者に、そういった部分を任せきりでいったら、最後はやっぱり安全とか安心とか、サービスの低下とか、そういった問題が起こって、住民に対して不利益が高じるんじゃないかという、そういったことを指摘したわけです。

その当時、やっぱり小泉改革の官から民へというのが流れやったし、また芦屋町自体も毎年8億から10億の基金を取り崩しよる中で、行革をせんにやいけんというそういった中で、この学校給食についても民営化ということがされたわけなんですけど、ただこういった問題点ができてきてという点を見れば、私はやっぱりこういった学校給食とか、また保育の問題とか、そういったところにはこういったところは、やっぱりそぐわんじやないかなというふうに思います。

確かに、やっぱりこの間、指定管理者制度とか入れてきて、やっぱりマリンテラスの問題とか、また保育所問題、それから今度の学校給食の問題とか、いろんな点でいろんな矛盾が出てきます。そういった点では、やっぱり財政的などころもあると思いますが、やはり住民の暮らしや命を守

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

るという自治体の原点に立って、今後行政を進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。